

令和3年2月22日

〒600-8445

京都市下京区新町通高辻上る岩戸山町425番地

税理士法人みらい経営

代表 神緒 美樹 殿

GLOBAL UNION (認証番号101)

首都圏青年ユニオン連合会

福岡県福岡市南区大橋四丁目3番5号

博多駅東パネスビル2F

執行委員長

組 合 員



抗議書 兼 団体交渉申入書

前略

貴殿に対して、本書面をもって以下の通りご連絡させていただきますので、ご検討のほど何卒宜しくお願い致します。

第1 貴法人のご対応に対する抗議

1 従来より、当労働組合からは、貴殿の行った頭記組合員に対する不当な解雇につき、組合員利益の回復のため要求を行って参りましたが、貴殿におかれましては、当労働組合からの要求を嘲笑するような対応に終始され、現時点までにおいてもおおよそ誠実なご対応をいただいているとはいえない状況でございます。このような状況を踏まえ、当労働組合としては、憲法28条の団体活動権に基づく抗議活動を行う旨を事前に通知してきたまでであり、貴法人の営業妨害を目的とするものでないことは明らかであります。

この点につきまして、先日、貴法人代理人弁護士からは、貴法人の監督機関ですらない取引先に対して通知を行うことが営業妨害となり得ると言わんばかりのご連絡を頂戴いたしました。しかし、正当な団体活動として古くより認められてきた「ビラ配り」等を行う場合等においても、かかる活動は使用者に対する監督権限を有しない者に対して行われてきたものです。このことから明らかである通り、労働組合が行う団体活動は、使用者への監督権限を有しない者に対する活動であることの一事をもって正当性を否定されるものではございません。当労働組合からの要求に全くもって誠実に向き合おうとすらないにもかかわらず、これを踏まえて当労働組合が行おうとする団体活動について、弁護士を使って上記のような言い掛かりというほかないような圧力を加えることは、まさ

しく労働者団結による頭記組合員利益回復のための手段を封殺せしめんとするようなものであり、貴法人の悪質な労働組合活動潰しを疑わずにはいられないことから、貴法人に対して、直接、本書をもって厳に抗議させていただくことと致します。

2 当労働組合と致しましては、このような圧力に屈することなく、今後も労働者団結の下に、後述の通り、貴法人に対する団体交渉の申入れを維持しながら、仮に貴法人が不誠実なご対応に終始される場合には、団体活動権の行使として、Y o u T u b e やクラブハウス等といったインターネットツール等も最大限活用しつつ、多方面に対して採り得る限りの活動を実践して参る所存でございますので、改めてご了承くださいませようお願い致します。

なお、当労働組合において団体活動を行うに際しては、貴法人側に言われるまでもなく、事実関係につき不当な誇張や歪曲を施した通知を行う等、労働組合の団体活動としての正当性が否定されるような団体活動を行うつもりは毛頭ございませんので、その点につきましては、何卒ご安心くださいませ。

第2 団体交渉の再申入れ

上記を踏まえ、頭記組合員の利益回復を目的として、本件につき改めて団体交渉の申入れを行わせていただきます。当労働組合と致しましては、何も対面交渉（WEB会議方式のものを含む。）のみをもって団体交渉とするものではないと考えております。また、組合員自身も、貴法人において早期解決の意思の下に誠実なご対応をいただける場合には穏便に和解をする意向を有していることは、当初の書面にてお伝えさせていただいた通りでございます。それゆえ、建設的なお話し合いが可能なのであれば、本申入れは、書面交渉での団体交渉を否定する趣旨ではございませんので、本件をこれ以上不毛な紛争に発展させるような態度は慎んでいただき、今一度、合理的な解決案の提示をご検討いただきますようお願い致します。

第3 結語

本書に対するご回答及び貴法人のご意向は、本書到達後14日以内に上記メールアドレスに書面データ（PDF）を添付する方法又は書面の郵送によりご連絡下さいますようお願い致します。

当組合と致しましては、これまでもお伝えしてきた通り、組合員の迅速な権利回復を目的として、互いに誠実で建設的な労使間交渉を実現するため、幾度にもわたって話し合いによる解決をご提案させていただいてきたつもりでございます。それにもかかわらず、貴法人が従来通りの不誠実な態度に終始される場合には、当労働組合と致しましても精力的な団体活動をもって対抗せざるを得なくなるということを重々ご理解いただいた上、本件の穏便な解決につきご検討いただきますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

草々